

参考資料1

諮問第570号  
環水大水発第2203103号  
環水大土発第2203101号  
令和4年3月10日

中央環境審議会会長  
高村ゆかり 殿

環境大臣  
山口壯  
(公印省略)

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制  
に係る基準等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、  
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出水の排出、地下浸透水  
の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準については、新たな知見を  
踏まえ、順次基準値等の見直しが行われているところである。

このような状況を踏まえつつ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止する  
ため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に  
係る基準等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1218号  
令和4年3月11日

中央環境審議会 水環境・土壤農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
( 公 印 省 略 )

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の  
規制に係る基準等の見直しについて（付議）

令和4年3月10日付け諮問第570号、環水大水発第2203103号及び環水大  
土発第2203101号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問に  
ついては、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壤農  
薬部会に付議する。